

## 別表六の二の記載の仕方

### 1 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

- (1) この明細書は、外国法人が法第 144 条の 2 (外国法人に係る外国税額の控除) の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「当期の国外源泉所得に係る所得の金額の計算」の各欄は、令第 193 条第 1 項(国外所得金額)に規定する国外源泉所得に係る所得の金額について記載します。この場合において、当該各欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。

### 2 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

- (1) この明細書は、外国法人が地方法人税法第 12 条第 2 項(外国税額の控除)の規定の適用を受ける場合に記載します。

- (2) 「課税標準法人税額 44」の欄の記載に当たっては、「(別表一の二「4」)+(別表六(六)「9の②」+「9の④」)」の金額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

### 3 防衛特別法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

- (1) この明細書は、外国法人が我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第 16 条第 2 項(外国税額の控除)の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「課税標準法人税額 51」の欄の記載に当たっては、「((別表一の二「4」)+(別表六(六)「9の②」+「9の④」)) ×  $\frac{\text{別表一の二「45」}}{\text{別表一の二「43」}}$ 」の金額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。